

おおいた子ども食堂ネットワーク運営規約

(名 称)

第1条 この会は、おおいた子ども食堂ネットワーク（以下、「ネットワーク」といいます。）といいます。

(目 的)

第2条 ネットワークは、県内の子ども食堂を実施する団体間の交流や情報共有、人材や食材のマッチングなどの支援を通じて、子ども食堂の輪を広げていくことを目的とします。また、子どもや地域の方々の「居場所」を中心に各機関や団体などとつながり、子どもや子育て家庭への食事の提供を通じた「つながりづくり」や見守りを具体的に進めていくことを目的とします。

(用語の定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども食堂：子どもを参加者として設定し、原則無料または低額で食事の提供及び、居場所の提供又は学習支援のいずれかを行う活動をいい、子ども以外の参加者の有無は問いません。また、子ども食堂という名称でなくても構いません。
- (2) 運営会員：上記（1）を行う団体で、別に定める方法でネットワークに登録した団体をいいます（法人格の有無は問いません）。
- (3) 食事の提供：活動場所で調理する過程がある食事を提供することをいいます。
- (4) 居場所の提供：レクリエーションや相談等、参加者同士の交流を目的とした空間を提供することをいいます。
- (5) 学習支援：学習の場を提供し、子どもの自主学習を支援したり、助言等を行うことをいいます。
- (6) 応援会員：上記（1）の活動に対し、人的又は物的に支援を行う個人・団体をいいます。

(構 成)

第4条 ネットワークは、ネットワークの趣旨に賛同した、以下の団体で構成します。

- 1 運 営 会 員：大分県内で、子ども食堂の実践を行っている団体
- 2 応援会員（個人・団体）：子ども食堂の活動に関心があり、連携や協力の関係にある個人・団体

(取組内容)

第5条 ネットワークは、次の事項について取り組みます。

- 1 子ども食堂の活動について学び、会員相互や地域交流を図るなかで、子ども食堂についての情報を正しく伝えることにより、子ども食堂の広がりを目指します。
- 2 居場所づくりへの理解を深め、活動の輪を広げるため、広報活動を通じて、活動に役立つ情報の収集・発信を行います。
- 3 子どもの困りごとや課題の把握に努め、必要な場合には専門機関につなぎます。
- 4 地域のつながりを活かして、子ども食堂の取り組みが円滑に行われるよう支援します。
- 5 その他、第2条「目的」の達成に必要な活動を行います。

(事務局)

第6条 ネットワークは、大分県社会福祉協議会内（大分市大津町2-1-41）に事務局を置きます。

(運営)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、運営会員の中から若干の幹事団体を置き、企画推進部会として活動します。

- 1 幹事団体は、第5条に定める事項の具体的な取組みについて協議・提案し、第4条1項の団体と協力して進めることとします。

(入会及び退会)

第8条 ネットワークに入会又は退会する団体は、事務局にその旨を届け出ることとします。

(経費)

第9条 ネットワークの運営、事業実施にかかる経費は、内容や実施形態の状況に応じて、企画推進部会で協議のうえ財源確保に努めます。

(附則)

1. この規約は、令和元年5月1日から施行します。
2. この規約は、令和5年3月20日から施行します。